

…緊急連絡先の記載・登録についてご理解とご協力を…

収入申告書には、緊急連絡先を記入する欄を設けています。

市営住宅センターでは、一人でお住まいの方や高齢の方の安否を心配するお問合せがあった場合に、緊急連絡先などに連絡しながら対応しております。

緊急連絡先は、親族に限らず、ご友人などでも構いませんので、同意いただける方がいらっしゃいましたら、できるだけ記入をお願いします。

なお、これまでに記入いただいた緊急連絡先の電話番号等は印字しておりません。お手数ですが、変更等がない場合も、緊急連絡先の欄に記入してください。

安否の確認がすみやかに行えるようにするため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※緊急連絡先は、安否確認のほか、事故、火災、水もれなどの緊急時にも利用する場合があります。

お問い合わせは
業務課指導係へ

☎092-271-2558 FAX092-291-7540

市営住宅センター 問い合わせ先

中央区・南区（2018年度から）、城南区（2020年度から）は、（※）の業務を施設管理事務所が行っております。

問い合わせ内容	電話番号	担当部署
退去手続き、住み替え、入居者募集・相談、入居手続き	092-271-2561	募集課 募集係
駐車場の利用（※）		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-271-3538	募集課 駐車場係
中央区にお住まいの方	092-262-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
名義人の変更、連帯保証人の異動、長期不在届	092-271-2562	業務課 業務係
家賃の一般減免（収入分位1の方）		
収入申告、同居承認、同居者異動（出生・転出・死亡など）	092-271-0901	業務課 調査係
同居者異動などによる家賃の変更、風呂釜の設置申請		
高額所得者への明渡し請求、家賃の特別減免（収入分位2以上の方）		
適正な入居指導	092-271-2563	業務課 適正管理係
	092-271-2558	業務課 指導係
管理組合活動の支援	092-271-3560	業務課 管理支援係
家賃の収納・納付指導・口座振替手続き案内	092-271-2564	業務課 収納係
住宅の修繕、模様替え承認申請（※）		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-271-3030	保全課
中央区にお住まいの方	092-262-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
営業時間外における緊急事故・修繕（※） ★夜間ですでおかけ間違いがないよう、再度番号をご確認のうえお電話ください。		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-282-3833	時間外緊急受付センター
中央区にお住まいの方	092-282-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
市営住宅の財産管理	092-271-2551	住宅管理課 管理第1係
市営住宅の家賃の決定	092-283-1313	住宅管理課 管理第2係
市営住宅の入居制度・家賃制度の管理	092-271-2555	住宅管理課 財産活用担当
家賃の滞納整理・法的措置	092-271-2552	住宅管理課 訴訟・整理係

市営住宅センターだより

発行日／令和3年6月15日

発行／市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901（業務課調査係）FAX:092-291-7540（業務課） <http://www.nicety.or.jp/>

6月下旬から7月上旬に収入申告書を郵送します 提出期限7月下旬

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入、家族構成や住宅条件に応じて決定されます。

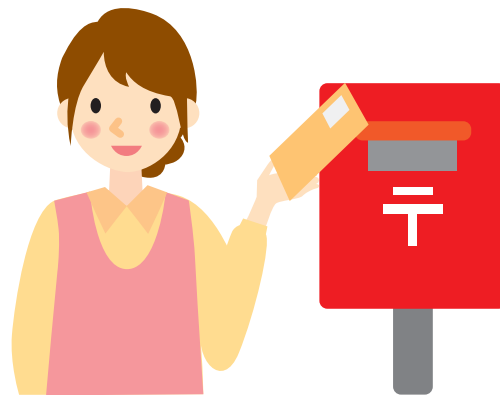
令和4年4月から1年間の家賃を決めるためには、令和2年1月1日から同年12月31日までの収入の申告が必要となります。

収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で毎年申告義務がありますので、「収入申告書」・同封の「収入申告書・入居者異動の手引き」に記載の期限内（7月下旬）に必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合、令和4年4月から最高額の家賃となります。

収入申告書には、原則として所得証明書類等の添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方（大半の方）で、福岡市の課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書類等の添付が不要になります。

詳しくは、収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者異動の手引き」をご参照ください。



収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の承認を受けている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡の届出がされていない方は「住民票無」と、また、同居承認手続きが行われていない方は「市住居無」（氏名と生年月日は***）と表示しています。

入居者に異動があった場合の届出・申請について

入居者に異動（出生、同居、転出、死亡等）がある場合は、区役所で行う手続きとは別に市営住宅センターでも手続きを行っていただく（同居については承認を受ける）必要があります。しかし、これらの手続きがなされていない世帯が見受けられることから、適正な家賃を認定するため、是正に向けた取り組みを進めております。

今後、市営住宅センターが指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、翌年度から最高額家賃（近傍同種家賃）となる場合があります。該当する世帯は、速やかにお問い合わせの上、手続きを行ってください。

認知症患者等の収入申告書の提出が不要になります

平成29年7月の公営住宅法の改正施行に伴い、名義人が右記のいずれかの事項に該当する場合は、収入申告書の提出は不要となります。

該当する方は、それぞれ右記の必要書類をご提出ください。

対象者	替わりに提出が必要な書類
認知症の方	認知症であることがわかる医師の診断書※（昨年度までに提出いただいている方は不要です）
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳（写し）
知的障がい者	療育手帳（写し）

※診断書の料金は自己負担です

お問い合わせは業務課調査係へ

☎092-271-0901

収入申告専用の電話問い合わせ先(6月24日～9月30日)

FAX092-291-7540

☎092-271-1022

福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に、身につけたペンダントを押すなどして、自動的に通報し助けを求めることができます。

緊急通報機器

固定電話回線をお持ちの方

※一部使用できない回線があります

《固定電話型》

緊急通報機器本体と、ペンダントがセットです。本体の「緊急」ボタンか、ペンダントを押せば、自動で通報します。



固定電話回線をお持ちでない方 《携帯電話型》

※自宅内のみ使用できます。
※発信先は受信センターだけです。
※緊急通報機器です。電話機としてはお使いいただけません。

ストラップを引き上げると自動で通報します



申し込みが出来る人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人

※申し込みの際、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。
(難しい場合にはご相談下さい)

費用など詳細については、お住まいの区の福祉・介護保険課(下記)へお問合せ下さい。

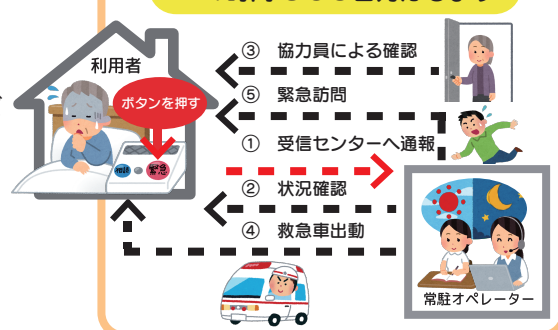
区	電話番号	FAX 番号
東 区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南 区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西 区	895-7063	881-5874

緊急通報はこんな時に役にたちます

胸が苦しい・動悸がする
転倒してけがをした・
熱が出てフラフラする など



24時間 365日対応します



「福岡市生活自立支援センター」のご案内

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市在住の方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「年金を受給しているが、もう少し収入が必要」「悩みごとや不安を相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない」などのお悩みを抱えている方は、まずはお相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、課題の解決に向けた支援を行います。

○福岡市生活自立支援センター

所在地：福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階
電話番号：0120-17-3456 (フリーダイヤル)
ホームページ：http://jiritsu-support.fukuoka.jp/
開館時間：9時～17時
休館日：土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)

お待たせしないためにも、相談は事前のご予約をお願いしております。

※福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付を行っておりません。
※現在、生活保護を受給中の方は、支援の対象とはなりません。



家賃の一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入が著しく低い世帯や生計を維持する者が死亡・転出・失業・病気等の理由により一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免(1年以内の期間)を行うものです。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせは
業務課業務係へ

☎092-271-2562 FAX092-291-7540

家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。口座振替を希望される方は、納付書の最後のページに綴ってある口座振替依頼書(はがき)に必要な事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは
業務課収納係へ

☎092-271-2564 FAX092-291-7540

共益費は必ず納めましょう

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者のみなさまで負担していただきます。

- 市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所等の共同施設の使用に要する費用(電気・ガス・水道など)
- 共同施設等の軽微な修繕費用 など

上記のような共同生活に必要な費用は、入居者のみなさまの負担になります。

これらの費用については、入居者によって構成されている管理組合(自治会等)が決定し、共益費として徴収し、電力会社などの支払先に直接お支払いいただいております。

共益費の未払いにより、共益費が不足すると、みなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合(自治会等)に共益費をお支払いください。

◆共益費が未払いになると…◆

平成30年4月1日から福岡市営住宅条例施行規則が改正され、共益費を長期間負担しないことにより、他の入居者に必要以上の費用の負担等をさせ、共同生活の維持を阻害する行為等をされる方に対しては、「改善措置の勧告」や、住宅の「明渡し請求」を行う場合があります。
(※共益費の未払いにより、他の入居者にとって迷惑となる行為は、是正指導の対象となっています。)

お問い合わせは
業務課管理支援係へ

☎092-271-3560 FAX092-291-7540